

奈良県告示第二百十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

令和五年九月十五日

奈良県知事 山下 真

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二―一―六 JMFビル笹塚〇一 八階

二 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一―三―一 リアライズ大手前ビル四階四〇一号室

三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	令和六年二月十九日
第二日	令和六年二月二十六日
第三日	令和六年三月十一日

2 科目

公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

四 講習会場

奈良県産業会館（五階大会議室）

大和高田市幸町二―三三 電話 ○七四五―二二―二七二七

五 講習予定人員 十人

六 講習料 二万円

七 受講についての問合せ先

公益財団法人美容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一ー三ー一 リアライズ大手前ビル四階四〇一号室

電話 ○六一六九四二ー六四五三